大阪府指定出資法人評価等審議会（第７回）

■と　　き　令和 8 年7月 31 日（金曜日）10：00 ～ 11：50
■と こ ろ　Web 開催
■出 席 者　新井　康平（大阪公立大学大学院　経営学研究科　教授）
　　新生　雅則（F&Link 株式会社　公認会計士）
　　小沢　貴史（神戸大学大学院　経営学研究科　教授）
　　西川　和予（株式会社　勁草パートナー　中小企業診断士）
　　山口　朋子（株式会社コングレ　監査役）
　　米村　紀美（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社　マネージャー）
議　　事　指定出資法人の令和７年度経営評価結果について
　　（１）大阪モノレール（株）
　　（２）大阪外環状鉄道（株）
　　（３）（公財）大阪府都市整備推進センター
　　（４）（株）大阪鶴見フラワーセンター
　　（５）（公財）大阪府漁業振興基金

（１）大阪モノレール（株）

事務局から、令和７年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委　員：「設備故障等自社責任による 20 分以上の遅延発生数」について、目標値 3 回以内に対して実績は 1 回であり、目標を達成しているが、当該遅延の内容を教えてほしい。

法　人：令和 7 年 10 月 3 日、彩都西駅と豊川駅の間において、マスコンハンドルに係る安全装置の配線が機器に挟み込まれ、地絡による車両故障が発生したものである。これにより、約 60 分の遅延が生じ、約 7,500 人に影響があった。

委　員：当該車両故障に対して、どのような再発防止策を講じたのか。

法　人：配線が機器に挟み込まれないよう、配線を迂回させる改修を実施した。

委　員：適切な再発防止策が講じられ、他にも同様の箇所がないことを確認しているのであれば、目標の達成状況について問題はないと理解した。

委　員：近年、他の鉄道では人身事故が多く発生している印象がある。一方、大阪モノレールでは、事故及び重大インシデントの発生件数が継続してゼロとなっているが、構造上、人身事故が発生しにくいのか、それとも、事故防止のために特に取り組んでいることがあるのか。

法　人：当社は高架上を走行しており、利用者や沿線住民等が軌道内へ容易に立ち入ることができない構造となっている。また、平成 30 年の北部地震以降、ホームドアの設置を進め、既に全駅への設置を完了している。こうしたことから、軌道内への立入りや駅ホーム上での接触事故が発生しにくく、他の鉄道と比べて事故の発生件数が少ないものと考えている。

委　員：「8．府の審査・評価の結果」の府の指導・助言において、南伸事業を着実に進めるよう記載されているが、資材費や人件費が高騰する中、事業は予定どおり進むと理解してよいか。また、現時点で事業の進捗に影響を与えるような問題は発生していないのか。

部　局：物価高騰の影響等を踏まえ、令和 6 年度に事業費の見直しを行っている。加えて、現場における施工上の変更等もあり、事業期間を 4 年間延長することを既に公表している。現在は、

見直し後の事業費及び事業期間に基づいて事業を進めているところ。
また、部内に設置しているコストマネジメント会議において、物価変動による影響等を年 2 回評価しており、その結果も踏まえながら、引き続き事業を進めていきたいと考えている。

（2）大阪外環状鉄道（株）

事務局から、令和７年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委　員：人件費や物価の高騰が継続する中、コスト増加を吸収するためには、省人化を図るか、売上げを増加させる必要があると考える。高架下の貸付先に対して、貸付単価の引上げを交渉することは可能か。

法　人：高架下の貸付先には中小企業が多く、貸付単価の引上げは難しい状況にある。当面は、貸付先や貸付面積を増やすとともに、借入金の一括返済による支払利息の削減に取り組みたいと考えている。

委　員：高架下の貸付けは、どのような契約期間となっているのか。また、契約更新時に物価変動等を考慮して貸付単価を見直すことは可能か。

法　人：当初は 3 年間の契約で、その後は毎年更新する契約となっている。資材置場等として利用されていることから、契約後は長期間利用される場合が多い。契約上、貸付単価を見直すことは可能と考えるが、長期間利用されている実態もあるため、現時点では単価の引上げよりも、貸付面積を増やすことで収入を確保する方針である。

委　員：現時点の対応方針は理解するが、今後も物価上昇が長期間継続する場合には、貸付単価の見直しが必要となる可能性もあるため、今のうちから対応を検討しておくことが有用であると思う。

委　員：「高架下貸付面積率」については、見方によっては、貸付対象の全体面積を減らすことでも貸付率の目標を達成できるが、それを減らすことなく、貸付中の面積を維持又は増加させたという理解でよいか。

法　人：令和 7 年度は、貸付対象の全体面積を計画から減らすことなく、貸付面積を着実に増加させ、目標を達成している。なお、令和 8 年度の目標については、貸付率ではなく、貸付面積そのものを積み上げていく指標に変更している。

委　員：「一般管理費」は令和 7 年度に唯一未達成となった成果測定指標であり、令和 8 年度からは、人件費や物価の高騰などを理由として同指標から除外されている。一方、「8．府の審査・評価の結果」の審査の結果や資料 2 の要因分析を踏まえた今後の対応においても、一般管理費の適切な管理や収支の安定化が求められていることから、引き続き重要な管理項目であると理解している。
こうした観点も踏まえると、財務諸表において売上原価が計上されず、費用が販売費及び一般管理費にまとめて計上されていることに違和感がある。売上原価と販売費及び一般管理費を区分して把握することは困難なのか。

法　人：高架下貸付など、当社の鉄道施設貸付事業は、一般企業のように商品を仕入れて販売する事業構造ではないため、売上原価に相当する費用を区分することが難しく、営業費用は販売費及び一般管理費として計上している。

委　員：売上原価との区分が難しい場合でも、販売費及び一般管理費の明細があれば、各費目の前年度からの増減を確認できるとともに、法人としても適切に管理していることを対外的に示すこと

ができる。次回以降、当該明細も添付してほしい。
また、令和 8 年度から「一般管理費」が成果測定指標から除外されているため、現時点で新たな指標を直ちに設定することは難しいかもしれないが、例えば、売上高に対する一般管理費の割合を指標とするなど、一般管理費を適切に管理するための指標についても、今後、可能な範囲で検討してほしい。

（３）（公財）大阪府都市整備推進センター

事務局から、令和７年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委　員：「6．R7 年度 経営目標の達成状況」の「此花西部臨港緑地エリアの賑わいづくり」について、令和 7 年度の目標である「一部供用」は達成となっているが、具体的にどの程度の供用が行われたのか。

法　人：エリアの賑わいを可視化するため、令和 7 年 9 月に 2 日間のイベントを開催し、その際に一部供用を開始した。イベントには約 4,300 人が来場し、賑わいの創出につながったと考えている。

委　員：当該イベントはどのような内容で実施されたのか。また、今後も継続して実施する予定なのか。

法　人：地権者等で構成する協議会が主体となり、地域の賑わい創出を目的として実施した。協議会には近隣ホテルや事業者等が参加しており、多くの来場者を集めることができた。今回の大規模なイベントは万博開催に合わせたものであるが、今後についても規模は縮小するものの、継続的な実施を検討している。

委　員：「北千里再開発事業への参画」が未達成となった要因について、「吹田市における都市計画決定手続きの遅れ」と資料 2 で記載があるが、この点について法人側に何か責任はあるのか。法人側の責任によらないのであれば、この項目を完全な未達成として評価することに疑問がある。

法　人：都市計画決定を行うのは吹田市であり、延期の主な要因は吹田市側にあると考えている。一方で、当法人も当該再開発の準備組合の一員として吹田市と調整しながら事業を進めている立場であり、全く責任がないというものでもないと認識している。

委　員：現状の未達成の要因の記載だけでは、法人にどのような責任があったのか分かりにくい。法人にも責任の一端があるとのことなので、どのような点にその責任があるのか分かるように記載を加えていただきたい。

（４）（株）大阪鶴見フラワーセンター

事務局から、令和７年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委　員：令和 11 年度に経常利益の黒字転換をめざしているとのことだが、現在の状況からどのようにして黒字化を図る見通しを立てているのか。具体的に説明いただきたい。

部　局：旧交流施設跡の３階部分について、今年度から国の交付金も活用しながら改修を進めており、これに伴い売上高の増加を見込んでいる。また、大阪市に対し、地代のさらなる減免も要請していく予定と法人から聞いている。さらに、猛暑の影響で商品が傷み廃棄ロスが増加していることから、定温保管施設の拡充により花の品質保持を図り、売上高の確保に努めていく。

委　員：3 階の施設整備により、誰からどのような収益が確保できると見込んでいるのか。

部　局：法人の収益は、卸売業者の売上高に応じて徴収する売上高使用料が大半を占めている。

令和 7 年度は、猛暑の影響により全国の他の花き市場の取扱高も前年度を下回っており、まずはその回復に努めていく。そのうえで、3 階の施設整備により、花きの単価上昇や取扱量の増加を見込んでおり、これが売上高使用料の確保につながるものと考えている。

委　員：猛暑の影響について言及があったが、近年の猛暑は特殊要因ではなく今後も継続するものとして捉える必要がある。今回示されている評価とするにあたっては、猛暑を前提とした取組みや収益見込のもとで、経常利益の黒字化が図られる見通しが立っていることを示していただきたい。

委　員：猛暑への対応策に加え、令和 11 年度の黒字化については、法人がどのような取組み・工程でその実現を図ろうとしているのか見通しづらい面もあるため、各取組みの実施により、いつ頃どのような形で収益増加につながるのか、整理のうえより具体的に示して欲しい。また、企業価値を高めるための取組みが求められていることを踏まえ、その状況についても教えて欲しい。

委　員：定温保管施設の整備により、花きの廃棄物の割合はどの程度改善すると見込んでいるのか。数値的な見通しがあれば伺いたい。

部　局：廃棄物の減少について具体的な数値は把握していないが、施設の整備に伴い、現在よりも数千箱規模の商品について温度管理が可能になる見込みである。

委　員：定温保管施設を導入した効果は、再資源化率の改善に表れてくるかと思う。どこまで厳密に数値化できるかは難しい面もあると思うが、今後の目標設定にあたり、そうした数値が示されるとより理解しやすいと感じる。

委　員：資料２の「当期経常利益」において、欄外に垂直搬送機の設計業務委託料に関する記載があるが、本来は令和８年度に費用計上すべきものを令和 7 年度に計上していた点を改めるとともに、会計処理を費用計上から資産計上に変更したとの理解でよいか。

部　局：そのとおり。設備の設計業務委託については法人において近年例がなく、監査法人から資産計上すべきとの指摘を受けたことから、処理方法を見直した。

委　員：今回に限ったことかもしれないが、同様に見直しが必要な事項があれば適切に対応いただきたい。

（５）（公財）大阪府漁業振興基金

事務局から、令和７年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委　員：債券運用について、満期前に売却して新たな債券へ買い替える運用を行っているとのことだが、売却や購入時に手数料が発生する場合には、買替えは必ずしもプラスにはならないように思われる。買替えが適切であることを法人ではどのように判断しているのか。

法　人：売却価格と購入価格のほか、利回り計算を行い、プラスになるものに買替えを行っている。手数料については債券価格に含まれており、法人が運用している事業債や国債ではそれほど大きな金額にはならない。

委　員：理論的には同程度の格付けの債券であれば、買替え前後で大きく価値が変わるわけではない。高い金利の商品に買い替える場合と、安い金利のまま満期まで保有した場合とでは、損益は大きく変わらず、買替えに伴う手数料分だけ損をする形になるのではないか。
手数料はそれほど大きくないとのことであり、先に損失を出して後で利益を得るという損益の付け方だけが変わるように思われる。一度投資すれば満期まで保有する企業が多いと感じるの

で、今後のポートフォリオの組み方の参考としていただければと思う。

委　員：稚魚の放流に関する報道発表を拝見したが、栽培漁業の推進にしっかりと取り組まれていることが伺える。報道発表の中では、水産技術センターが放流効果の調査を実施している旨の記載があるが、実際に放流効果が確認されているのか。

法　人：水産技術センターでは市場調査を実施しており、市場に出荷された魚のうち放流魚の占める割合等を毎年調査している。その結果、一定数の放流魚が漁獲されていることが確認されており、特にキジハタやヒラメについては放流効果が高いとの報告を受けている。

委　員：放流効果が確認されているのであれば、その内容を報道発表や経営評価の中でも報告いただけると良い。放流した稚魚が実際に大阪での漁獲につながっていることが分かれば、委員としても評価にあたり理解が深まる。

委　員：財産目録を拝見すると多くの投資有価証券を保有しているが、運用の意思決定はどのような体制で行っているのか。

法　人：運用にあたっては、証券会社からの提案や金利の状況などの情報を踏まえ、事務局で内容を検討し、そのうえで代表理事の了承を得ている。また、5 億円以上の案件については理事会に諮ることになるが、近年はそうした規模の買替えは行っていない。
また、法人では資産の管理運用基準を定めており、その基準に基づき検討・運用を行っている。

委　員：投資有価証券の金額が大きく、運用は相当大変かと思う。当初の出捐額が大きいため、今回のような売却損が発生しても直ちに影響はないのかもしれないが、適切なリスク管理のもとで運用いただきたい。